備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十一　陸上自衛隊春日井駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
愛知県春日井市	西山町無番地	愛知県春日井市	下原町、鷹来町（次の図面に示す部分に限る。）、鷹来町一丁目、西島町、西山町一丁目から五丁目まで、東野町（次の図面に示す部分に限る。）、東野町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東野町茨沢（次の図面に示す部分に限る。）、東野町小堤、東野町西二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東山町平橋、南下原町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東山町三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、桃山町一丁目、桃山町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目
愛知県春日井市	西山町（次の図面に示す部分に限る。）	愛知県小牧市	大字大草（次の図面に示す部分に限る。）、大字上末（次の図面に示す部分に限る。）、大字下末（次の図面に示す部分に限る。）、大草中（次の図面に示す部分に限る。）、大草西、大草南（次の図面に示す部分に限る。）、城山四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに高根二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十二　陸上自衛隊守山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
愛知県名古屋市守山区	守山三丁目十二番地一号	愛知県名古屋市東区	砂田橋二丁目、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大幸一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、矢田三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに矢田町寺畑（次の図面に示す部分に限る。）
愛知県名古屋市守山区	守山三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	愛知県名古屋市守山区	市場、大牧町、大屋敷、小幡常燈（次の図面に示す部分に限る。）、小幡千代田（次の図面に示す部分に限る。）、小幡中一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、金屋一丁目及び二丁目、小六町、更屋敷、城南町、新城、新守町（次の図面に示す部分に限る。）、新守山（次の図面に示す部分に限る。）、大永寺町、長栄、鳥神町（次の図面に示す部分に限る。）、鳥羽見一丁目から三丁目まで、中新、永森町、西島町、西城一丁目及び二丁目、西新、廿軒家、八反、東山町、町北、村合町、村前町、守牧町、森宮町（次の図面に示す部分に限る。）並びに守山一丁目から三丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十三　陸上自衛隊豊川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
愛知県豊川市	穂ノ原一丁目一番地	愛知県豊川市	赤代町一丁目から三丁目まで、曙町一丁目から四丁目まで、市田町（次の図面に示す部分に限る。）、市田町財木屋（次の図面に示す部分に限る。）、稲荷通二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛久保駅通五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、駅前通二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町小林（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町下金居場（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町野添（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町野中（次の図面に示す部分に限る。）、開運通一丁目及び二丁目、金屋町（次の図面に示す部分に限る。）
愛知県豊川市	穂ノ原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	愛知県豊川市	穂ノ原一丁目一番地